

令和3年12月1日

経済戦略局企画総務部総務課担当係長、市職経済局支部副支部長との予備交渉及び事務折衝

(局)

- ・これより予備交渉を始める。まず、交渉事項について説明する。
- ・観光部観光課（まち魅力担当）職員の勤務時間の割振り変更について協議願いたい。

(支部)

- ・本件については、引き続き事務折衝の場において協議を行うことを求める。

(局)

- ・では、引き続き事務折衝を始める。
- ・観光部観光課（まち魅力担当）の所管業務である、光のルネサンス関係業務は、中之島公園を中心に、イルミネーションを施し、大阪の魅力の創出を図るものであり、事業規模が大きいため、多くの職員の対応が必要となっている。
- ・特に開催時間である17時から22時まではもとより、イベント終了後15分間程度は拾得物の確認、募金額の集計や、警察を始めとした関係各所への報告などの対応が日々必要となる。
- ・については、従事職員の健康管理とワークライフバランスの実現及び円滑な業務運営、効果的・効率的な業務執行体制及び超過勤務縮減の観点から、下記のとおり勤務時間の割振り変更を行うこととしたい。

	勤務時間	休憩時間	備考
変更前	9：00～17：30（17：15）	12：15～13：00	
変更後	① 9：00～17：30（17：15） ② 13：45～22：15（22：00）	① 12：15～13：00 ② 15：15～16：00	① 通常勤務日 ② 変更勤務日

（ ）内は会計年度任用職員

(支部)

- ・本件について、光のルネサンス関係業務において勤務時間を変更する必要があることは、組合員の健康管理、ワークライフバランスの面からも理解できる。
- ・ただし、勤務終了時間が22時ということもあり、割振り変更後に超過勤務が発生することのないように適切に運用されたい。
- ・また、勤務ローテーションの作成にあたっては、管理監督職員を適切に配置するとともに、代休や休憩時間も適切に取得できるように十分に配慮されたい。

(局)

- ・ご指摘の点については、適切に運用するよう引き続き管理監督者と連携して取り組んでいく。